

ふれあい収集



高齢者の等ごみ出し困難世帯を対象に、分別ごみ(資源ごみ等)を戸別に収集する「ふれあい収集」を行っています。

・・・ふれあい収集対象世帯・・・

下記のいずれかに該当するひとり暮らしの世帯のうち、身近な人などの協力を得ることが困難で、分別ごみ(資源ごみ等)を持ち出すことができない世帯。

- ①介護保険法に基づき、要介護3以上の認定を受けている者の世帯
 - ②身体障害者1級もしくは2級、又は3級の認定を受けている者の世帯
(3級は視覚障害、肢体不自由の方のみ)
 - ③精神障害者1級の判定を受けている者の世帯
 - ④知的障害療育手帳A判定を受けている者の世帯
- ※同居者がいる場合でも、上記に該当する者のみで構成される世帯は対象となります。

・・・ふれあい収集の申込方法(オンライン申請可能)・・・

市役所環境課、環境事業センター(和田町旭181)に世帯全員の介護保険証、又は障害者手帳のコピーを添付して申し込みしてください。なお申し込みは本人に代わり、親族、介護にかかわる方等でも結構です。

後日、環境課職員が訪問調査(申込者の立ち会いが必要)をし、収集の決定をします。詳細は下記まで問い合わせてください。

オンライン申請でも受付をしておりますので、
右のQRコードから申し込みをしてください。



・・・ふれあい収集で収集するごみの種類・・・

空き缶類、空き瓶類、紙類、布類、鉄類、ペットボトル、廃プラ、プラスチック製容器包装類、中型ごみ、剪定枝・草、埋立ごみ、特別ごみ(乾電池、蛍光灯等、スプレー缶)

問合せ先 環境事業センター(和田町旭181)
TEL 0587-54-1111(内線407)
